

伊勢原市比々多保育園の運営に係る公私連携法人募集要項

伊勢原市比々多保育園を公私連携型保育所として運営管理する法人を次のとおり募集します。なお、「☆詳細あり」とある項目については、別添「伊勢原市比々多保育園の運営に係る公私連携法人募集要項詳細」をご確認ください。

第1章 施設及び業務の概要

1 伊勢原市比々多保育園の概要

(1) 対象施設

- ①名称 伊勢原市比々多保育園
- ②所在地 伊勢原市坪ノ内80番地の1

(2) 施設概要

①建物の構造等

鉄筋コンクリート造 地上2階建て

1階：事務室(1)、保育室(3)、一時保育室(1)、給食室(1)、なかよしルーム(1)、ふれあいルーム(3)

2階：保育室(1)、乳児室(2)、児童コミュニティクラブ室(1)

②建築時期 平成13年3月

③延床面積 1,373.01㎡

④敷地面積 2,614.55㎡

⑤現在の利用定員 120名(0歳10人、1歳15人、2歳20人、3歳20人、4歳25人、5歳30人)

2 公私連携法人の指定

公募事業者の選考の後、市は選考された法人と公私連携型保育所の運営に関する協定を締結し、公私連携法人(以下、「連携法人」という。)の指定を行います。

(1) 協定期間

平成29年4月1日から平成37年3月31日まで(8年間)

※上記期間の外、現指定管理法人との引継ぎに6か月以上の期間を設けてください。

※期間満了後の更新(平成37年度以降)については、別途、協議することとします。

(2) 指定の取り消し

公私連携型保育所の運営並びに施設の維持管理等を適正に行うため、伊勢原市が行う指導・指示に従わない場合、上記期間中においても連携法人の指定を取り消すことがあります。

3 連携法人が行う業務 (☆詳細あり)

(1) 保育業務

①保育：児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項

②延長保育事業：厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「延長保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第10号)

③一時預かり事業(一般型)：児童福祉法第6条の3第7項及び文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連盟通知「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日 27文科初第238号・雇児発0717第10号)

④保育情報の提供、相談及び助言：児童福祉法第48条の3第1項

⑤その他市長が必要と認める保育業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

①施設全体の維持管理

(3) 管理運営に関する業務

①児童コミュニティークラブとの調整

②ふれあいルームの管理・運営

(4) その他、市が指定する関連業務

4 施設等の貸付

(1) 建物

無償で貸付けます。(児童コミュニティークラブ室及びふれあいルームを除く)

※児童コミュニティークラブ室及びふれあいルームは、市が直接管理・運営することから、貸付部分から除外します。

(2) 土地

無償で貸付けます。

※敷地は市が地権者から賃借しています。

※市と地権者との協議が整った後、当面は市と連携法人の間で賃貸借契約を締結していただきます。(転貸)

※協定期間中は、市が賃貸料を負担します。

(協定期間満了後、協定を更新する場合はその時点で協議します。)

※駐車場、園庭については、併設する児童コミュニティークラブ、ふれあいルームの利用者も利用します。

(3) 備品及び消耗品

・備品 無償で貸付けます。

・消耗品 無償で譲渡します。

※備品、消耗品は、比々多保育園内で使用し、備品の破損、修理・廃棄については別途、市と協議すること。

(4) 原状回復

指定期間が満了又は指定が取り消しとなり、貸付された財産を返却する際は、市が指定する期日までに原状回復し、返却してください。

※廃棄・更新した備品及び消耗品の取扱いに関しては、別途協議します。

5 施設管理に係る経費負担割合 (☆詳細あり)

市が専有する児童コミュニティークラブ室、ふれあいルーム及び共有部分に係る光熱水費、施設の維持管理費等に関しては、専有面積の割合で按分して市が応分の負担をします。

※対象経費及び負担割合は、別添のとおり

6 委託費・補助金 (☆詳細あり)

(1) 委託費

毎月初日の年齢ごとの在籍児童の人数に応じて、子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する委託費を支払います。

なお、請求先は在籍児童の所在市町村になります。各市町村への請求方法は当該市町村へ確認してください。

(2) 補助金

伊勢原市の民間保育所に対する補助金を各要綱に基づき、予算の範囲内で交付します。

7 連携法人の指定に係る協定 (☆詳細あり)

児童福祉法第56条の8第2項の規定により、連携法人の指定に当たり、あらかじめ次に掲げる事項を定める協定を締結します。

- (1) 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- (2) 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項
- (3) 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- (4) 協定の有効期間
- (5) 協定に違反した場合の措置等
- (6) その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

8 協定に関する留意事項

次のいずれかに該当した場合には、協定を解除しますのでご注意ください。

- ア 保育等を第三者に委託し、又は請け負わせた場合（あらかじめ伊勢原市の承諾を得て保育等の内容又は保育等に伴う業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合を除く。）。
- イ 伊勢原市の承認を得ずに、連携法人が公私連携型保育所を協定に定める保育その他の事業以外の用途に供した場合。
- ウ 伊勢原市の承認を得ずに、連携法人が公私連携型保育所の用地及び建築物の形状を変更した場合。
- エ 公私連携型保育所を転貸した場合。
- オ 伊勢原市の承認を得ずに、連携法人が公私連携型保育所の用地に建築物を建築し、又は工作物を設置した場合。
- カ 前各号に定めるほか、協定に関し重大な背信となる行為を行った場合。

9 現在の指定管理者との引継ぎ

現在の指定管理者から保育、その他の業務を円滑、かつ的確に引き継ぐため、伊勢原市、指定管理者及び連携法人の3者で協議を行うとともに、次に掲げる措置を講じてください。

特に、新法人への移行に当たり、保育の継続性の観点から、児童及び保護者に不安を抱かせたり、不要な混乱を招かないように十分配慮した引継ぎを行ってください。

- (1) 児童に関する健康・発育などの記録を基に、調整保育業務（個々の児童の状況等を把握するとともに、保育所に入所する児童及び当該児童の保護者との信頼関係を構築することを目的として、連携法人の雇用する保育士等が現指定管理者の雇用する保育士等と共同で保育を実施するものをいう。）を実施し、児童一人一人の状況を適切に引き継ぐこと。
- (2) 保育目標、保育計画、指導計画のほか、各クラスにおける保育内容や子どもの受入れ、引渡しなどの日々の保育の流れ、年間行事、月間行事、給食、保健衛生、施設管理、安全対策、保護者・地域との関係など保育所運営全般について引継ぎを行うこと。
- (3) (1)及び(2)の内容を標準として、現指定管理者及び伊勢原市の3者で協議を行い、伊勢原市の承認を得た上で、引継ぎ計画を策定すること。伊勢原市は本計画に基づく引継ぎの進捗を管理し、必要に応じて指導を行うものとする。

第2章 応募手続き

10 応募資格・条件

応募することができる事業者は、**以下の全てに該当する法人**とします。

- (1) 社会福祉法人又は学校法人であること
- (2) 神奈川県内で、次のいずれかの施設の運営実績を4年以上有すること。(申請時)
 - ①児童福祉法第35条第4項の規定により設置する保育所
 - ②学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項の規定により設置する幼稚園
 - ③就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)、以下、「認定こども園法」という。)第3条及び第17条の規定により設置する認定こども園
- (3) 法令、通知等を遵守し、安定的な運営を行うことができること
- (4) 申請時において、自己資金として、年間事業費の12分の1に相当する額以上を有すること。
- (5) 児童福祉法第35条第5項第4号に掲げる基準に適合していること。
- (6) 以下のいずれにも該当しないこと。
 - ①過去に児童福祉法第58条第1項の規定による認可の取消し、学校教育法第13条の規定による閉鎖、認定こども園法第7条又は第22条の規定による取消しを受けたもの
 - ②過去に子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第40条第1項の規定による確認の取消し又はその全部若しくは一部の効力の停止を受けたもの
 - ③地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2に基づく指定管理者の指定を途中で取り消されたもの(法人の責めによらない指定の取消しを除く。)
 - ④地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するもの(地方公共団体の一般競争入札の参加資格に抵触する者に該当するもの)
 - ⑤伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領(平成元年伊勢原市告示第26号)に基づき、現に伊勢原市から指名停止の措置を受けているもの
 - ⑦伊勢原市暴力団排除条例(平成23年伊勢原市条例第12号)第2条第2号の暴力団、同条第3号の暴力団員、同条第4号の暴力団員等、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの
 - ⑧法人の代表者その他の役員が指定暴力団等の暴力的組織の構成員であるものその他連携法人としてふさわしくないもの
 - ⑨国税及び地方税を滞納しているもの
 - ⑩民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づき更生又は再生手続中のもの
 - ⑪代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいるもの
 - ⑫伊勢原市職員が法人の役員及び構成員となっているもの

11 募集要項の配布

- (1) 配布場所 伊勢原市子ども部子ども育成課窓口
- (2) 配布期間 平成28年1月4日(月)から平成28年1月15日(金)まで
- (3) 配布時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (4) 配布方法 上記の配布場所又は市ホームページで配布
(郵送又はファクシミリによる送信は行いません。)

12 説明会及び施設見学会

募集要項に関する説明及び施設の状況等を確認していただくため説明会を開催します。応募予定の法人は、できる限り出席してください。出席できない場合、改めての説明会はありません。なお、各法人2名以内とします。

- (1) 日 時 平成28年1月13日（水） 午後2時00分から2時間程度
- (2) 会 場 伊勢原市比々多保育園
- (3) 内 容 募集に関する説明及び施設見学
- (4) 参加申込 平成28年1月8日（金）午後4時までに、別紙1「公私連携法人募集説明会参加申込書」に記入の上、伊勢原市子ども部子ども育成課宛に、電子メールで送信してください。
〈送信先〉 kodomo@isehara-city.jp
※応募者が多数の場合、開催時間等を調整させていただく場合がありますのでご了承ください。
- (5) 説明会に不参加で、質疑応答の回答を希望される場合
説明会に参加しない法人で、質疑応答の回答の送付を希望される場合は、別紙1「公私連携法人募集説明会参加申込書」の、説明会不参加に○をつけ、法人名・事務所の所在地・担当者・TEL・FAX・E-mailアドレスを記入し、平成28年1月15日（金）午後4時までに伊勢原市子ども部子ども育成課宛に、電子メールで送信してください。

13 質疑

- (1) 提出〆切 平成28年1月15日（金）午後4時まで
- (2) 提出様式 別紙2「公私連携法人の応募に係る質問書」により、ワードで作成してください。
- (3) 提出方法 伊勢原市子ども部子ども育成課宛に、電子メールで送信してください。
※電子メール以外の方法による質疑は受け付けません。
※電子メールの件名は、「比々多保育園に関する質疑」と記載してください。
- (4) 回答方法 提出された質問に対する回答は、説明会に参加した法人及び質疑応答の回答を希望された全ての法人に対し、平成28年1月22日（金）午後4時までに電子メールで送信します。

14 提出書類

応募法人は、次の申請書類を提出してください。なお、応募に際して必要となる費用は全て応募者の負担とします。提出された書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 公私連携法人指定申請書 | 別紙3様式1 |
| (2) 法人概要調書 | 別紙3様式2 |
| (3) 法人代表者の履歴書 | 別紙3様式3 |
| (4) 役員・評議員の構成（最新のもの） | 別紙3様式4 |
| (5) 公私連携型保育所の運営方針 | 別紙3様式5 |
| (6) 公私連携型保育所の事業計画書（平成29年度） | 任意様式 |
| (7) 公私連携型保育所の収支予算書（平成29年度） | 別紙3様式6 |
| (8) 定款又は寄附行為の写し | 任意様式 |
| (9) 法人の登記簿謄本（原本） | |
| (10) 法人の財産目録・賃借対照表（直近3か年分） | 任意様式 |

- (11) 法人の資金収支決算書・事業実績報告書(直近3か年分) 任意様式
- (12) 法人の資金収支予算書・事業計画書(平成27年度) 任意様式
- (13) 法人の資産状況を明らかにする書類 任意様式
- (14) 就業規則の写し 任意様式
- (15) 公私連携法人指定申請に関する誓約書 別紙3様式7
- (16) 監査指摘事項調書 別紙3様式8
- (17) 納税に関する書類(直近3か年分) 任意様式
- (18) 法人税、消費税及び地方消費税の申告書(直近の3か年分)の写し
- (19) その他、市長が必要と認める書類

※(6)、(7)については、保育所と一時預かりを区分して、それぞれ作成してください。

※(7)については、社会福祉法人会計基準に準じて作成してください。

※(10)～(14)については、法人全体のもののほか、法人が運営する教育・保育施設、事業(保育所、幼稚園、認定こども園、一時預かり)について、拠点区分毎に作成してください。(法人の種別により作成が困難なものがある場合、ご相談ください)

15 応募の受付

- (1) 受付期間 平成28年1月18日(月)から2月12日(金)まで
(土日、祝日を除く)
- (2) 受付時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) 提出部数 正本1部、副本(正本のコピー)12部
- (4) 提出先 伊勢原市子ども部子ども育成課
※事前連絡のうえ、直接持参すること。
郵便等による提出は受け付けません。
- (5) 提出形式
 - 別紙3「公私連携法人指定申請書類一覧」に掲げる書類のうち、ファイル有りとし明示の様式については、提出様式をデータファイル(マイクロソフト・オフィス)で提供するので、パソコンで作成すること。
 - 様式ファイルの提供については、市ホームページからダウンロードすること。
 - 各書類には、ページ番号を付け、表紙・目次を付けるとともに、左綴じとし、書類名(略称可)がわかるよう右端にインデックスを添付して、A4判のファイルに綴じること。
 - 書類の順番は、別紙3「公私連携法人指定申請書類一覧」に記載する順番に綴じること。

第3章 選考・協定

16 審査及び選考

提出書類等に基づいて公私連携法人選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を開催し、総合的に選考します。なお、選考委員会は非公開とします。

また、選考委員会では必要に応じて外部の有識者の意見を聞くことがあります。

(1) 書類審査（第1次選考）

提出された書類について書類審査を実施します。申請に必要な要件を満たしているかの審査になります。申請者の出席は必要ありません。

①日 程 平成28年2月下旬（予定）

②会 場 伊勢原市役所

(2) ヒアリング審査（第2次選考）

書類審査（第1次選考）に合格した法人（以下、「合格法人」という。）に対し、ヒアリング審査を実施します。

合格法人は、代表者又は代理人（法人の理事その他経営に参画する者又は公私連携型保育所に配置予定となる法人職員に限る。）の出席（2人以内）をお願いします。

①日 程 平成28年3月中旬（予定）

②会 場 伊勢原市役所

※詳細は、合格法人に別途連絡します。

(3) 選考基準

次の観点から選考を行います。

①比々多保育園の施設、地域性等を十分に活かした保育サービスを提供できること

②保護者、子どもに安全な保育を提供できる十分な体制、人材を確保できること

③施設全体の維持管理を適切かつ効率的に行えること

④法人が安定した施設管理、事業実施に必要な人員及び経済的基盤を有していること

⑤個人情報適切な管理ができること

⑥関係法令を遵守し、子どもの安全を確保できること

⑦その他連携法人の保育に対する取組姿勢等

(4) 選考結果

結果は、全ての応募法人に文書により速やかに通知するとともに、伊勢原市のホームページで結果を公表します。

なお、公表時には応募法人名と採点結果（法人と点数が特定できない形式）を公表します。

(5) その他

審査の結果、連携法人の候補者としての基準を満たす法人がない場合は、該当なしとして、改めて公募を行う予定です。

17 協定及び指定

連携法人の候補者として選考した法人との間で、協議の上、7に規定する協定を締結し、当該法人を連携法人として指定します。

18 協定が締結できない場合の措置等

連携法人の候補者として選考した法人が、次に掲げる事項のいずれかに該当することになった場合は、市は協定を締結せず、又は協定を解除し、連携法人の指定をしないことがあります。

この場合において、伊勢原市は第2順位となった法人を連携法人の候補者とし、協議の上、7に規定する協定を締結し、当該法人を連携法人として指定するものとします。

- (1) 応募資格・条件の要件を欠いたとき
- (2) 正当な理由なく協定の締結に応じないとき
- (3) 選考した法人の経営状況の急激な悪化等により、事業の実施が確実にないと認められるとき
- (4) 社会的な信用を著しく損なう等により、連携法人としてふさわしくないと認められる事実が生じたとき

第4章 その他

19 注意事項

- (1) 申請書類等の提出後に、辞退をする場合は、辞退届を提出してください。
- (2) 一度提出された申請書類等の内容は、明らかな誤り及び軽微な事項を除き、記載内容を変更することはできません。
- (3) 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (4) 伊勢原市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (5) 伊勢原市は、連携法人の選考経過の公表等が必要な場合には、申請書類等のうち必要な内容を公表できるものとします。なお、提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しません。
- (6) 申請書類等の著作権は申請者に帰属します。ただし、選考結果の公表をする場合その他伊勢原市が必要と認めるときは、申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- (7) 申請書類等は、伊勢原市情報公開条例(平成15年条例第21号)の規定に基づき、非公開とする部分を除き公開する場合があります。
- (8) 申請に関し必要な費用は、全て申請者の負担とします。
- (9) この要項に定める事業は、本件事業の実施に係る予算の議案その他伊勢原市議会の議決・同意等を得ることを条件として進めています。市議会の議決・同意が得られない場合は、事業が実施できなくなることを予めご了承ください。なお、その場合であっても、申請にかかる費用については、市は補償しません。
- (10) 敷地については、市が借り受けている土地を転貸いたします。転貸に当たっては地権者の同意が必要となりますが、同意が得られない場合は連携法人の指定はできないことを予めご了承ください。なお、その場合においても、申請にかかる費用については、市は補償しません。

＝問い合わせ・提出先＝

伊勢原市役所子ども部子ども育成課

伊勢原市田中348番地

TEL 0463-94-4711 (内線1262)

FAX 0463-95-7612

E-Mail kodomo@isehara-city.jp